

トレーシングレポート(服薬情報提供書)について

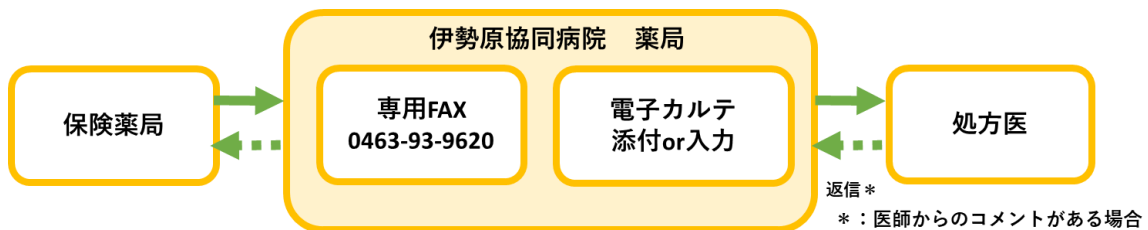
医療技術部薬局

【目的】

かかりつけ薬剤師・薬局は、患者の服薬情報・副作用等の発現状況についてかかりつけ医をはじめとする他職種との情報連携を行い、患者からの調剤や薬学的管理への希望に応えることが求められている。重要性の高い情報については疑義照会等により、医師への状況提供がなされるが、即時性の低いものについては情報提供の頻度は低い。そこで、地域における保険調剤薬局の薬剤師が作成した服薬情報提供書(トレーシングレポート)を他職種が情報共有することで、共有されていなかった患者情報や処方提案により細やかな薬学的管理の実現が可能となる。

【トレーシングレポートの運用について】

- ① 保険薬局は、当院指定のトレーシングレポートを当薬局に FAX する。
- ② 当薬局は、トレーシングレポートをスキャンセンターに依頼し電子カルテに取り込む。
- ③ 当薬局は、トレーシングレポートがあることを電子カルテの付箋メモを利用し、医師に示す。
内容を直接伝えた方が良い場合は、予約日の朝に診察室で医師に対して情報提供を行う。
- ④ 医師からの返信は任意とする。
医師からコメントの返信依頼があれば、当薬局を通じて保険薬局へ返信 FAX を行う。
返信依頼がなければ、トレーシングレポート提出後の外来受診日の処方せんを以って終了とする。



【トレーシングレポートについて】

「服薬情報提供書」の内容を医師に確認してもらうため、以下の事項に注意すること。

- ・報告内容を確認する必要があるため連絡先・担当薬剤師は必ず記入すること
- ・医師に報告したい内容を時系列で簡潔にわかりやすく記載すること
- ・読みやすい文字で丁寧に入力すること(Word で入力が望ましい)
- ・報告内容の適用は「次回診察日」を目安とする
- ・緊急を要する内容は必ず疑義照会をし、トレーシングレポートを使用しないこと
- ・基本的に服薬情報提供書では『一包化の申請』、『単純な処方希望』、『疑義照会に関する報告』は受け付けない

【トレーシングレポート記載内容の注意点について】

1. トレーシングレポートの情報提供については下記を参考に記載すること。

(1) 副作用に関する報告

患者の訴えを記載すること。重篤と考えられる症状・緊急性のある症状についてはトレーシングレポートではなく直接疑義照会又は問い合わせすること。

副作用の評価には『重篤副作用疾患別対応マニュアル』、

Common Terminology Criteria for Adverse Events (CTCAE)も参考にすること。

(2) 処方内容に関連した提案

・用法変更の提案

食後だと服用し忘れてしまう等、コンプライアンス低下につながると考えられる理由を必ず記載すること。

コンプライアンスを向上するための提案が望ましい。

・用量変更の提案

服用しづらいとの訴え、症状が落ち着いている、効果を感じられていない、副作用と思われる症状がある等の理由を記載すること。

用量に問題があると判断した根拠についての記載をすること。

(3) 服薬状況、他医療機関の処方情報

状況について、時系列がわかるように記載すること。問題点についてわかるように記載し、コンプライアンスを向上するために具体的な提案が望ましい。

【診療録としての扱いについて】

保険調剤薬局から届いたトレーシングレポートは診療録の一部となるため、患者より開示請求があった場合は、診療情報の提供等に関する指針(厚生労働省)に基づき、当院のカルテ開示並びに当院方針に基づき開示される可能性があることに留意すること。

上記に該当しないと判断されたトレーシングレポートは、保険調剤薬局に返却する。

【トレーシングレポートに関する問い合わせ先】

トレーシングレポート提出先

伊勢原協同病院 薬局 FAX 番号:0463-93-9620

その他問い合わせ

伊勢原協同病院 代表 TEL:0463-94-2111 (8:30 ~ 17:00)